



東京都社会保険労務士会 千代田統括支部 会報

発行人 千代田統括支部長 段下 正志

事務局 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-2-10-206

段下正志事務所内 ☎03(3288)0354

URL=<http://www.sr-ccs.com>



佐渡の大野亀(新潟県)

春原繁 会員撮影

- 新年度を迎えて
- 統括支部・定例支部会議の開催状況
- 平成25年度事業計画
- 平成25年度統括支部活動日程
予定・統括支部組織各役員
- 平成24年度第10回研修会
- 平成25年度研修会
- 労働環境モニタリングを振り返って
- 新設同好会の会員募集
- 政連だより
- 新入会員ご紹介

新年度を迎えて



千代田統括支部

支部長 段下 正志

今年は、社会保険労務士法制定45周年の区切りの年です。

初めに、今年1月、残念なことに中西實連合会名誉会長がご逝去されました。102歳でした。改めてご冥福をお祈りいたします。私自身、中西先生とは支部のパーティーでご挨拶を拝聴させて頂く程度で、親しくお話しする機会はありませんでした。しかし45年前の社会保険労務士法制定当時のこととをよくご存じの支部顧問である石原健三先生や新堀英行先生から、身分法としては新参資格である社会保険労務士法の法制化は、中西先生のご尽力がなければかなわなかっただろうという話を何度も聞かされました。

戦後日本国憲法が制定され、それに伴い労働基準法、労働者災害補償保険法、失業保険法が相次いで施行され、世の中の事業場はそれまでの健康保険、厚生年金保険と合わせて行政手続等に関して膨大な事務作業を強いられることになりました。当然、企業にとってはさまざまな書類を作成し提出することが負担になったことでしょう。こうなると、どんな世界にもその分野に長けた人が出てくるのは当然のことです。昭和25年頃には「労務管理士」と言われる人達がすでに事業場の顧問となり活躍していました。ただし、民間の資格では社会的信用に欠け、他士業法に抵触する可能性があるため社会保険労務士法という新規分野ができたのです。

現在の私たちは、「社会保険労務士」という職業が当たり前の如く存在していることが、多くの先輩たちの大変なご苦労の上にあるということに感謝しなければなりません。これから、50年、75年、100年周年と私たちの後輩がますます活躍できる業界に育てていかなければなりません。今期、統括支部長2期目となります。後輩の育成に注力していく所存ですので、支部運営にご協力頂きますよう何卒よろしくお願い申し上げます。



政治連盟

統括支部会長 橋本 敬司

このたび、新たに東社労政連千代田統括支部会長を仰せつかりました。

前期は、千代田区担当副支部長として千代田区の指定管理団体に対する「労働環境モニタリング」

委託業務のサポートを行ってまいりました。モニタリングのサポート業務を通して、政治や行政の果たす役割というものの重要性を痛感いたしました。今後は、社会保険労務士の職域として、この業務を維持発展させていくとともに、新たに、東社労政連が推進している公共事業への入札条件としての労働環境モニタリング実施の義務化の提案等を含め尽力してまいりたいと思います。

また、本年においては、東京都議会議員選挙、参議院議員選挙が予定されており、正に「政治の年」であると言えます。本統括支部政連といしましても上部組織と連携しつつ社会保険労務士制度の発展・充実を目指したいと考えます。

同時に、本統括支部政連の財政も充実したものにしなければならないと考えております。私どもの活動は、支部会員の皆様からの会費納入があってこそできるものであり、今後も引き続き皆様のご理解、ご協力を賜りたいと思います。

私個人の思いを述べさせて頂くならば「政治」＝「思想・信条」というロジックは私達の政治連盟には必ずしも当てはまらないのではないかと考えています。私達は、社会保険労務士制度を通じて個々の夢や理想を実現しようとしているのであって、制度を発展させていくことの意義は全ての会員が共有できるものです。政治はその「手段」であり、制度発展の方向性について会員相互で議論し、政治との関係を理解することが必要であると考えています。広く皆様からのご意見、ご提案を頂きたくお待ちしています。例会や懇親会の場でお気軽に声をかけてください。よろしくお願ひいたします。

平成25年定例支部会議の開催状況

千代田統括支部・定例支部会議が平成25年4月11日(木)、お茶ノ水ホテルジュラクにおいて開催されました。

森総務委員長司会の下、議長に柏本和江氏、副議長に片野誠氏が選任されました。冒頭に、段下統括支部長より挨拶があり、その後、平成24年度の事業報告・収支決算報告と監査承認の報告があり無事承認されました。更に、平成25年度の事業計画(案)、収入支出予算(案)が上程され、滞りなく承認されました。

なお、今年度は役員改選の年でもあり、段下統括支部支部長の再任の下、一部統括支部会議の構成役員及び支部役員・委員等が改選されました(4頁参照)。

統括支部会議終了後は、「交歓懇親会」が開催され、多くの方々にご出席を頂きました。ご来賓には、参議院議員の佐藤ゆかり氏、千代田区長の石川雅己氏、関係管轄行政庁の所長等、区議会議員の方々、他多くの方々にご出席を賜りました。懇親会後半では、壇上において、各委員会の委員及び協力委員の紹介等があり、和気あいあいと盛況のうちに交歓懇親会を終えることができました。

(広報委員 石澤清貴)



平成25年度 事業計画

1 基本方針

◆東京会との連携を密にし、各種事業に参画する。会員に対しては、開業・法人会員と勤務等会員の間に隔たりがないように正確な情報を提供し、社会保険労務士としての地位向上及び職域拡大を目指す。

◆会員による自発的・自主的な統括支部組織の運営を目指す。

◆会員の法律知識と実務能力の向上・充実を図るための研修会等を企画・運営し、会員の更なる資質の向上を目指す。

【ホームページ・メールの活用、会員同士の交流・意見交換に関する事項】

◆研修会で使用する資料を会員がそれぞれダウンロードして持参できるように、例会・研修会ページの資料欄にアップロードする。

◆統括支部会報・統括支部ホームページ、更には掲示板を通じて、身近な情報、役立つ情報の提供を行うとともに会員の相互の意見交換の場とする。

◆統括支部ホームページ及びメールを活用して、必要な情報を迅速かつ低廉に行う。

◆福利厚生事業や体育活動の支援により、会員相互の親睦、コミュニケーションのとれた健康的な会員交流を目指す。

【社会保険労務士の周知・広報活動】

◆関係行政機関等への協力に加え、行政担当副支部長を中心に日常的に連絡を密にし、交流を深め、相互協力の下で社会保険労務士の存在をアピールしていく。

◆関係団体や他士業団体との情報交換や交流を進め、また、東京都社会保険労務士政治連盟千代田統括支部とタイアップした活動の企画を目指す。

◆労働・社会保険無料街頭相談や区民相談などを通じて、広く国民に対して社会保険労務士を周知し、気軽に活用してもらうための広報活動を行う。

◆東京会等と連携し、当統括支部を対外的に広報する。

【その他】

◆統括支部常設事務所開設を他の統括支部と共に東京会に要望する。

2 具体的な統括支部事業

【組織の強化対策事業】

◆統括支部例会、正副支部長・委員長会議を年10回程度開催、統括支部役員会議を年4回程度開催、統括支部会議と定例支部会議を4月に開催する。

◆会員に対する情報伝達手段は統括支部ホームページおよび電子メールを原則とし、全会員のメールアドレス登録を目指す。その他統括支部組織の充実強化に必要な事業を行う。

◆他の統括支部や支部との交流による情報交換や好事例の研究を目指す。

◆新規入会者を対象にオリエンテーションを年2回開催、各部会・委員会の協力委員に新規入会者を積極的に募集、新規入会者の職業意識や統括支部活動に対する参加意識を高めるための研修会等を企画することにより、統括支部事業への積極的な参加を促す。

◆特に女性会員を登用し育成を図り、今後の支部活動の担い手になってもらう。

【資質の向上対策事業】

◆会員の資質や知識の向上・会員相互の知識と知

恵の共有を図るため、事例研究等・勤務等部会主催の情報交流会を通して、真に実務に役立つ研修会を企画、開催する。

◆東京会で企画した「実務修習セミナー」を開催し、登録間もない会員や労働・社会保険に関する実務経験が少ないため実務に不安を持っている会員の実務能力と資質の向上を図る。

◆IT委員会及び東京会の電子化推進員が中心となり、会員に対して、パソコン利用の習熟と電子申請業務ができる環境整備をサポートする。

【関係行政機関等との交流事業】

◆東京都社会保険労務士政治連盟千代田統括支部と連携して、講師・相談員等の派遣を関係行政機関等に働きかける。

◆行政書士会千代田支部と相互研修会や厚生事業を行い、交流を深める。

【福利厚生事業】

◆文化体育活動、管外研修旅行、ボウリング大会を開催、また、各同好会の育成を図り、広報活動等により、会員が気軽に参加できるイベントを新たに企画し会員間の交流を深める。

3 平成25年度千代田統括支部活動日程予定

月	例会・研修会	その他の研修 厚生行事ほか	実務修習セミナー (日本教育会館)	広報活動、行政協力 ※随時、年間活動は欄外
4		11日(木) 統括支部役員会議・懇親会	25日(木)	支部会報発行
5	16日(木) 研修会		24日(金)	
6	5日(水) 算定研修会 年度更新説明会		27日(木)	6～7月 中央労働基準監督署・ 東京労働局へ労働保険料申告 書受理・相談コーナー臨時労 働保険指導員の派遣
7	17日(水) 研修会		26日(金)	支部会報発行 千代田年金事務所へ算定相談 コーナー相談員派遣
8			29日(木)	
9	3日(火) 研修会	総括支部役員会議 新規入会者オリエンテーション 東京会野球大会	27日(金)	
10	4日(金)～5日(土) 管外研修旅行 16日(水) 研修会	16日(水) 勤務等主催情報交流会 東京会ゴルフ大会	25日(金)	支部会報発行 3日(木) 無料街頭相談 千代田福祉まつりへ相談員派遣
11	14日(木) 必須研修会	支部ボウリング大会	28日(木)	
12			26日(木)	
1	14日(火) 新春研修会	14日(火) 賀詞交歓会	24日(金)	支部会報発行
2	4日(火) 必須研修会	新規入会者オリエンテーション 東京会ボウリング大会	21日(金)	中央労働基準監督署へ労働保 険新規加入事業場説明会の講 師・相談員派遣
3	12日(水) 研修会	統括支部役員会議	28日(金)	
4		10日(木) 統括支部役員会議・懇親会	開催予定	支部会報発行

◆4月～翌年3月の関係行政機関等への協力事業

千代田区役所：社会保険・労働相談員の派遣（第2火曜）、年金課相談員の派遣、
労働環境モニタリング調査業務

千代田年金事務所、東京しごとセンター：年金相談員の派遣

◆東京会社労士110番相談員・総合労働相談所相談員・年金相談センター相談員の派遣、東京都社会保険労務士
政治連盟千代田統括支部への協力、東京商工会議所（千代田支部）へ講師・相談員の派遣
※諸般の事情により、日程が変更となる場合があります。

平成25年度 千代田統括支部役員（敬称略）

支部長：段下 正志		
副 支 部 長	味園 公一（開業部会長）	総務委員長：森 俊介
	高根 祐司（千代田区担当）	研修委員長：朝比奈 瞳明
	橋本 敬司（政治連盟・厚生担当）	広報委員長：大畠 雅弘
	恩田 和明（広報担当）	厚生委員長：春原 繁
	酒井 裕樹（千代田年金事務所担当）	IT委員長：鈴木 啓之
	石原 美由紀（飯田橋職安担当・IT担当）	監 査：加藤 孝 小林 包美
	酒井 典子（中央労基署担当）	〈顧問〉 新堀 英行 仲野 三郎 相馬 誠一 金綱 久夫 柏木 弘文 石原 健三 半沢 公一
	永井 常男（勤務等部会長）	
	浅岡 純朗（研修担当）	

平成24年度第10回研修会

開催：平成25年3月14日(木)
場所：東京都社会保険労務士会館
地下会議室

社労士のためのメンタルヘルス実務演習

今回は、急増するメンタルヘルスの問題について、演習を取り入れながらの研修を行って頂きました。

メンタルヘルス対策は、労務、医療、教育の3つの視点から検討しなければなりません。労務面においては、過重労働、ハラスメント、労働時間管理の徹底、就業規則の改正、復職プログラム等、医療面においては、主治医・産業医との連携強化等、教育面においては、社員のストレス耐性の強化等があります。

例えば、疾患しても、休職に応じない社員もいます。こんな場合に備えて、就業規則に休職を規定するときに、出勤が不規則になった場合等でそれが改善されなければ休職させることができるように定めることも必要です。それが、本人のみならず、家族も救うことになります。

また、復職に関して、統計的にみると、うつ病等で完全復職できる人は約1割程度であり、休職



講師
労働衛生コンサルタント・
日本医師会認定産業医
下村 洋一氏

者は復職を焦ることが多いので、復職プログラムを慎重に検討しなければなりません。就業規則に復職を定める場合にも、試し勤務に関して期間や労働時間について制限する場合等は注意が必要です。こうした点においても、メンタルヘルス対応としての就業規則の定めの重要性を説かれました。

実務演習においては、13問の演習問題を取り上げ、社会保険労務士として、どう対応し、アドバイスするなどを検討しました。

最後に、産業医からのアドバイスとして、「労働時間に不誠実な会社はメンタルヘルスのトラブルが起こりやすい。社会保険労務士に言われてこうした悪い結果になったというような提案をしないように注意しなければならない。そして、トラブルがあったときは、会社のみんなで決めたといえるようにしなければならない」などのお話を頂きました。

(広報委員 石澤清貴)



講師
株式会社 メディカルトラスト
取締役事業部長
佐藤 典久氏

改正労働安全衛生法案は昨年の国会解散によっていったん廃案となりましたが、今後あらためて法案が提出される予定です。法案が成立すると安全配慮義務の3本目の柱が完成します。今回は3本目の柱のターゲットとなる小規模事業所への対応を中心にお話し頂きました。

1本目の柱は、健康診断と就労判定です。有所見者の健診結果について医師の意見聴取を行っている事業所は約40%であり、健康診断を実施するだけで本来の目的である就労判定が行われない状態にしておくと、事業主としての責任を問われる可能性もあり注意が必要です。

2本目の柱は、平成18年開始の過重労働者に対する医師の面接の実施です、平成20年からは50人未満の事業所も義務化されています。

3本目の柱はメンタルヘルス対策で、小規模事業所も含む全労働者に対するストレスチェックとその後の医師による面接実施の義務化について改正が予定されています。

ストレスチェックを含む労働安全衛生法改正の真のターゲットと対処の具体的方法

精神疾患による労災の申請件数は過労による脳・心臓疾患を上回り、精神疾患による労災認定件数も2011年は過去最多となっています。改正法によるストレスチェック等の真のターゲットは、96.2%を占める50人未満の事業所であり、社会保険労務士としては、定期健診と合わせて実施予定のストレスチェック、過重労働者の面接と同じ仕組みで実施予定の医師面接が行えるよう、1本目と2本目の対策を確実に進めておく必要があります。※なお、平成25年5月28日参議院厚生労働委員会で働く環境とメンタルヘルスについて質問があり、厚生労働省から「安衛法改正法案については、一昨年の法案提出から時間も経ち、第12次労働災害防止計画が策定されるなど状況も変化したことから、メンタルヘルス以外に追加すべき事項がないか労働政策審議会に議論をお願いし、来年の通常国会への法案提出を目指したい。」という答弁がなされています。

(広報委員 横山玲子)

平成25年度研修会

第1回 平成25年5月16日(木) 第2回 平成25年6月5日(水) 場所:電設健保会館 講堂

第1回研修 厚生年金基金

厚生年金基金制度の現状と今後

講師 りそな銀行信託ビジネス部りそな企業年金研究所

谷内 陽一 氏 (新宿支部)

最初に、わが国の企業年金を取り巻く環境として、かつては厚生年金基金と適格退職年金の2制度だったものが、2001年の企業年金2法の制定により確定給付企業年金(規約型・基金型)及び確定拠出年金(企業型)が主流になりつつあること、そして、昨今のマーケットの活況を受けて基金の2012年度の運用利回りは10%台前半になるとの見通しを示されました。

次は、AIJ事件発覚を機にその存廃が問われることとなった厚生年金基金についての解説でした。まず、基金制度の特徴である「基本部分」「加算部分」「代行部分」「プラスアルファ部分」の違いを踏まえた上で、制度の廃止・清算においては「代行部分」「プラスアルファ部分」の違いを認識することが重要であること。基金の財政検証では「責任準備金」「最低積立基準額」「最低責任準備金」という3つの尺度で検証を行い、いわゆる「代行割れ」しているか否かは「最低責任準備金」で計ること。2011年度の代行割れ基

金は全体のほぼ半数だったが、2012年度末では2~4割にまで改善する見込みであること。また、基金の予定利率は1997年から一律5.5%でなく自由化されているが、プラスアルファ部分については実態として大半の基金が予定利率を5.5%のままにしているなど厳しい現状の話がありました。

最後に、現在国会提出中の法案(「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」)についての解説があり、施行日以後の基金の新設は認められること、施行から5年間の时限措置で代行割れ基金の早期解散を促進すること、施行から5年後以降はより厳格な基準を満たした基金のみが存続を認められるということでした。そして、私たち社会保険労務士としては、取引先および勤務先の加入基金の動向を確認とともに、退職金規定等の変更が必要となるか、不利益変更にならないか、などに注意することを助言していただきました。

※法案は、平成25年6月19日成立、6月26日公布
(広報委員 伊東文子)



谷内陽一氏

第2回研修 年度更新研修

労働保険料の年度更新業務の注意点

講師 中央労働基準監督署 労災課適用指導課

田久保 正樹 氏

労働保険料の年度更新業務に関して、申告書の変更点や誤りやすい点を中心に解説して頂きました。

本年度より申告書に「充当意思」の欄が設けられました。平成24年度の確定保険料を計算した結果、納付済概算保険料額と間で、平成25年度の概算保険料額に対して充当額が生じた場合には、「1. 労働保険料のみに充当」「2. 一般拠出金のみに充当」「3. 労働保険料及び一般拠出金に充当」のいずれかの番号を記載しなければなりません。なお、延納する場合で、充当額が第1期保険料額より少ない場合は「1」となります。

また、充当後に還付額が出る場合には、申告書の還付額記載欄の額は、別途様式である還付請求書に基づく額と一致するように記載しなければなりません。この申告書の記載欄が変更されていることもあります。誤りを防ぐためにも、先に還付請求書を作成した方が良いとのことです。なお、旧還付請求書は使用できません。

その他としては、一括有期事業の変更に関して、「工事開始日が平成24年4月1日以降のもの」が追加されたことで、労務比率・保険料率も異なるなどの注意点があることの説明もありました。



田久保正樹氏

最後に、お願いとして、白紙の申告書に印字して作成する先生もいるかと思いますが、その場合には労働局から事業主に送付した料率印字済の申告書を併せて持参してもらいたいとのことでした。

第2回研修 算定基礎届研修

算定基礎届の作成のポイント

講師 千代田年金事務所 厚生年金調査課長

伊藤 徳司 氏

最初に今年の算定事務処理日程についての説明があり、その際、平成23年度からスタートした適用事業に対する4年に1度の事業所調査の概要について触れられました。千代田年金事務所管轄で約22,700事業所があり、平均すると年間約5,500事業所の調査となることでした。来所要請で可能なのは100名以下の事業所が対象であるとの説明があり、今年度は6月14日必着で算定用紙が送付されますが、返信用封筒がなければ来所要請となることです。今後は、組合管掌事業所にも来所要請をかけるようです。

次に、年間平均による保険者算定についての説明があり、この取扱いの多い業種としては、4月、5月、6月が繁忙期となる農産物加工業、ビルメンテナンス等清掃、設備関連業、引っ越し等の運送業等があります。また、部署別等もあり、決算等でこの算定期間に忙しい総務、経理等の部署ごとの年間平均による保険者算定もあるとのことです。

その他として、国民年金保険料の後納制度(10年遡及)は平成24年10月1日から3年間の时限措置であり今後はこのような措置はないものと思われるとのことで、普及協力を要請されました。同時に「ねんきんネット」の活用に関しても同様の要請がありました。



伊藤徳司氏

労働環境モニタリングを振り返って

労働環境モニタリングとは、当統括支部が千代田区からの受託により実施している労働条件審査です。具体的には、千代田区の公共施設等を区からの委託により施設管理や利用受付などの業務を行っている民間企業等（指定管理者）に対して、働く従業員の処遇や労働環境が適正に整備されているか否かを調査して、その結果を千代田区に報告し、受託指定管理事業者の労働環境の改善を図る目的で行うものです。

今回は、初めて担当されたお二方に体験談をいただきました。皆さん、お疲れ様でした。



高橋 健 氏（麹町・開業）

今回、支部が千代田区役所から受託して実施している労働環境モニタリング調査の一員として加わり、障害者就労支援施設のモニタリング調査を担当させて頂きました。

調査の流れとしては、まず訪問時に施設長から施設の概要等について説明を受け、その後に施設内を案内して頂いて、労働環境等を確認しました。次に、就業規則、給与規定等諸規則と職員管理に伴う賃金台帳等の労務関係資料と労働・社会保険関係の各種帳票・資料の記載内容について法的に問題ないかなどの確認を行いました。

さらに、このモニタリング調査には職員及び管理者に対するヒアリングがあります。職員ヒアリングは、雇用形態ごとに数名にインタビューを実施し、労働時間管理や有給休暇の取得状況などの労務管理全般に関する意見等を聴取して実態を把握します。

その後、調査内容を踏まえて、千代田区役所に提出する「報告書」「総括表」をまとめるという流れでした。

就業規則、給与規定、育児介護規定などの諸規定については、法改正を反映して適正に作成されていましたが、管理監督者の除外規定の登録条文の問題、時間外労働の事前申請と実態のズレの問題、36協定において過半数労働者代表が管理者となっていること、給与規定に深夜手当の記載がない等々、コンプライアンス面において、いくつかの問題がありました。

中間報告においては、それらの問題点等を施設側のセンター長、所長に対して説明をしたのですが、直ちに見直し等に着手するという回答を頂きました。

職員数名のヒアリングでは、ざっくばらんに日常の就労の状況等をお話し頂きましたが、職場内のコミュニケーションの良好さがうかがえ、皆さんが職場の働きやすさを口にされたのが印象的でした。

今回、初めての経験でしたが、2人の先生と私を含め計3名で一つのチームとして、一緒に作業にあたり、モニタリング調査ならではの貴重な経験をさせていただき、非常に勉強になりました。

三浦 佳恵 氏（神田・開業）

私は今回、4人1チームで図書館を担当させて頂きました。モニタリング調査は、施設環境のハード面、対象企業のコンプライアンス、労務管理体制のソフト面に係る実態を法定3帳簿のほか労働・社会保険関係書類等の監査、職員・責任者へのヒアリング、現場目視等で調査し、その結果を現状、改善指摘提案事項として報告書にまとめます。

年の瀬の12月、区、指定管理者との顔合せ及び調査概要説明等を経て、事実上キックオフの運びとなりました。真っ先に驚いたのが、対象企業が多く合計7社、うち3社が再委託という事実、全体像が掴みにくい上に全企業に対して同じ温度感で実行するのか、どの程度踏み込んだら良いか等、漠然とスタートしたことを思い出します。

調査は1日で完了を目標としたため、就業規則は事前チェック、メンバーの担当企業決定、チェックポイントのレビュー等万全の体制で初日を迎えました。現場には、舵取り役の代表企業を始め全社の担当者等一同が勢揃いし、取りまとめられた監査書類がずらりと並び、その協力体制に感動しつつも緊迫した空気に緊張感を覚えました。が、それも束の間、書類監査に着手すると、そこはもう社会保険労務士の聖域です。大手企業といっても、叩けば埃が出てくるのでは？と書類に囁り付き、サービス残業等の暴露話なぞを全身で受け止めようと意気揚々としたものの、少々拍子抜け、いえ、法令遵守の企業に脱帽した自分がおりました。賃金台帳確認が後付けになり、2日程度の時間がかかった等想定外の事象もありましたが、3月に無事最終報告まで終わらせることができました。

この調査に携わった経験と優良企業との接点を通して、自らの顧客開拓では味わえない醍醐味を感じ、社会保険労務士の社会的使命を再認識し、またメンバーの皆様にも恵まれたことに感謝しております。

平成24年度 千代田区労働環境モニタリングメンバー（敬称略）

リーダー	メンバー
今泉 浩史	高根 祐司、小室 豊、武内 里佳
原 麻子	菊池 正典、高橋 健
柏本 和江	木村 晃子、大野 剛一郎
長森 信行	石原 美由紀、伊東 文子
石澤 清貴	中西 恵津子、青木 英治、三浦 佳恵

新設同好会の会員募集！

新たに、「ボウリング同好会」が発足しました。参加メンバーを募集しております。是非、一人でも多くの方にご参加いただき、楽しい同好会にしましょう。

新設同好会	代表者（敬称略）・連絡先	コメント
ボウリング同好会	橋本 敬司 sharoushi-hashimoto@nifty.com TEL：03-3221-7125 FAX：03-3221-7126	多くの方のご希望を頂き発足しました。定期的に例会等を開催し、みんなで楽しみながら汗をかきましょう。 連絡お待ちしております。

※将棋愛好会が新設準備中です。初心者の方も大歓迎です。

将棋好きな方は、金綱久夫会員まで連絡してください。（連絡先：03-3291-4167）

政治連盟だより

去る3月29日参議院議員佐藤ゆかり氏を招いて議員懇談会を実施いたしました。

会員の参加44名に加え、東京政連からは富田会長が、また山東昭子参議院議員も臨席され、ご挨拶をして頂きました。

佐藤氏は現在経済産業大臣政務官として安倍政権が実施する経済政策の最前線でご活躍されており、政策の現場からリアルなお話を頂きました。

マクロの話としては、金融・財政・成長戦略を柱とし、TPP協議への参加を通じた「対日直接投資」の増加による国内雇用の増大とサプライチェーンの国内回帰を図るとされ、税制面では雇用の創出に伴って人件費を増加させた事業主について、法人税を減免する措置を創出する

とのことでした。また、昨年末から生産回復基調とともに企業の残業代が増加傾向にあり、これが消費に向かう期待を述べておられました。

一方、本年3月31日で金融モラトリアムが終了したことにより財政がひっ迫した企業については事業の再生を下支えする金融措置でセーフティーネット貸付や事業再生計画の策定支援策を始動するとのことで、私たちが普段接する中小・零細企業にとりましても貴重なお話を頂きました。紙面の都合で全てをお知らせできませんが、有意義な懇談会であったことをご報告させていただきます。

東京都社会保険労務士政治連盟

千代田統括支部会長 橋本 敬司

新入会員を紹介します

入会年月日	氏名	種別
H25.2.1	原田るみ子	開業
H25.2.1	今城孝詞	勤務等
H25.2.1	近藤裕昌	勤務等
H25.2.1	佐藤陽子	勤務等
H25.2.1	関雅秀	勤務等
H25.2.1	安村彰人	勤務等
H25.2.1	澤田省悟	法人社員
H25.2.1	伊藤綾子	勤務等
H25.2.4	太田清美	法人社員
H25.2.7	村井美紀	勤務等
H25.2.25	春日大輔	開業
H25.2.28	石井夢人	勤務等
H25.3.1	浅井英憲	開業
H25.3.1	池田希世美	勤務等
H25.3.1	榎本奈那子	勤務等

入会年月日	氏名	種別
H25.3.1	木脇三博	勤務等
H25.3.1	小林正明	勤務等
H25.3.1	小林陽子	勤務等
H25.3.1	佐藤信博	勤務等
H25.3.1	杉原重美	勤務等
H25.3.1	竹原久美子	勤務等
H25.3.1	山田秀男	勤務等
H25.3.1	武安由美子	勤務等
H25.3.6	久保田徹	勤務等
H25.3.6	安田香織	勤務等
H25.3.13	安孫子千夏	勤務等
H25.3.14	小山剛	勤務等
H25.4.1	今村速人	勤務等
H25.4.1	内山俊一	勤務等
H25.4.1	岡本泰子	勤務等

入会年月日	氏名	種別
H25.4.1	佐山祐樹	勤務等
H25.4.1	高田優一	勤務等
H25.4.1	羽淵崇之	勤務等
H25.4.1	星善之	勤務等
H25.4.1	山本亜紀	勤務等
H25.4.1	飯塚盛康	勤務等
H25.4.1	草野広行	勤務等
H25.4.1	清水克昭	勤務等
H25.4.1	山野雄二	勤務等
H25.4.4	武井裕一	勤務等
H25.4.16	戸嶋知子	勤務等
H25.4.18	中山真由美	勤務等
H25.4.30	梨木忠和	勤務等

あとがき

初めて支部会報の編集リーダーとなり、原稿段階から何度も会報を読んでいく中で、「社労士」と「社会保険労務士」どちらが適切な表現なのか迷いました。世間では「社労士=社会保険労務士」の認知度はどのくらいなのでしょう。今まで漫画や小説で見かけた「社会保険労務士」や「社労士」は、その描かれ方から想像すると、残念ながらいいイメージではありませんでした。個人的には、「いい社労士」の認知度が上がり、「社労士」という略称が浸透していくことを期待しています。そして、広報委員会の活動が社会保険労務士の周知に役立つよう頑張ります！

(広報協力委員：横山玲子)

広報協力委員になって初めての会議で、いきなり7月号の編集協力を拝受し、編集作業のほんの一部を担当しました。正直なところ、会報誌を隅から隅まで読んだのは初めてのこと。今まで、広報委員の方々が、忙しい仕事の合間に縫って編集されていることを意識したことはありませんでした。統括支部長、政連支部会長のご挨拶にもありますが、私たちが社会保険労務士として仕事をできるのは先輩たちのこれまでのご苦労があってのこと、また社会保険労務士の社会的地位の向上、職域拡大のために尽力している各組織の方々の努力があってのことだと今更ながら感じました。少しでも多くの会員の皆さんのが支部活動に参加して頂けるよう微力ながら頑張ります。

(広報協力委員：原 麻子)

今期より、統括支部ホームページの掲示板に研修、イベントなどの写真を常時掲載しておりますので、是非ご覧ください。